

独立行政法人教職員支援機構職員退職給与規程

平成 29 年 4 月 1 日
教職員支援機構規程第 36 号

改正 平成29規5
平成30規19
令和元規10

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構の常勤の職員（以下「職員」という。）が退職（死亡を含む。以下同じ。）し、又は解雇された場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

- 第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇された場合にはその者に、職員が死亡した場合にはその遺族に、法令により退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接現金で支給する。
- 2 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 職員（職員が死亡した場合にはその遺族）が退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の額)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の俸給の日額の21日分に相当する額。以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第7条の3第5項に規定する認定を受けないでその者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60

- | | |
|------------------------|---------|
| 二 勤続期間 11 年以上 15 年以下の者 | 100分の80 |
| 三 勤続期間 16 年以上 19 年以下の者 | 100分の90 |

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 独立行政法人教職員支援機構就業規程（平成29年4月1日規程第6号。以下「就業規程」という。）第19条の規定により退職した者

二 勸奨により退職した者

三 第7条の3第5項に規定する認定（同条第1項に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき100分の125

二 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき100分の137.5

三 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき100分の200

(25 年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該各号に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 25 年以上勤続し、就業規程19条の規定により退職した者

二 第7条の3第5項に規定する認定（同条第1項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

三 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者

四 25 年以上勤続し、勸奨により退職した者

五 25 年以上勤続し、第7条の3第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき100分の150

二 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき100分の165

三 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき100分の180

四 35 年以上の期間については、1 年につき100分の105

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（独立行政法人教職員支援機構職員給与規程（平成29年規程第2号。以下「給与規程」という。）の全部又は一部を改正する規程が制定された場合において、当該規程の改正により改正前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその

者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第7条の2第4項又は第8条第3項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第7条の2第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第7条の2第1項に規定する国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第7条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

三 第7条の2第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第三号及び第5条第1項（第一号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から10年を減じた年齢以上である者に対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項	及び特定減額前俸給月	並びに特定減額前俸給月額及び

第一号	額	特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項 第二号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項 第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(長期勤続者の退職手当の基本額の調整)

第5条の4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

この場合において、第6条の5第1項中「及び前条」とあるのは、「、第5条の4及び前条」とする。

2 35年を超える期間勤続した者で、第4条から前条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額

二 60未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の

合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から前条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第一号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第二号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められている

		その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第二号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第二号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規程第10条の規定による休職（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病による休職を除く。）、同規程第77条第2項第二号の規定による停職の期間、又は独立行政法人教職員支援機構職員の育児休業等に関する規程（平成29年規程第7号）第2条の規定による育児休業をした期間がある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち次項に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95,400円
- 二 第2号区分 78,750円
- 三 第3号区分 70,400円
- 四 第4号区分 65,000円
- 五 第5号区分 59,550円
- 六 第6号区分 54,150円
- 七 第7号区分 43,350円
- 八 第8号区分 32,500円

- 九 第9号区分 27, 100円
- 十 第10号区分 21, 700円
- 十一 第11号区分 零

- 2 前項に定める基礎在職期間から除かれる休職月等は、次の各号に定めるところによる。
 - 一 独立行政法人教職員支援機構教職員支援機構職員の育児休業等に関する規程（平成29年規程第7号）第2条の規定により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が3歳に達した日の属する月までの期間に限る。以下「特定育児休業期間」という。）のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
 - 二 前号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 3 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号及び第3号に掲げる期間（「以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。
 - 一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
 - 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級、職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表第1に定める。
- 5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - 三 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - 四 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 6 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日に属する月までの各月ごとに別表第1に掲げるその者の当該各月における区分に対応する職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において当該表の2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、

これらの区分のそれぞれに対応する職員の区分に属していたものとする。

- 7 前項（第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 8 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（退職手当の額に係る特例）

- 第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
 - 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
 - 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
 - 四 勤続期間3年以上の者 100分の540
- 2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の適用を受ける職員については同規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

- 第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの年月数による。
 - 3 職員が退職した場合（第8条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
 - 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
 - 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国等職員として在職した後引き続いて職員となつた者に対する退職手当に係る特例）

- 第7条の2 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続いて当該地方公共団体に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る

国家公務員等としての在職した場合を含む。) した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するほか、別に定める。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ引き続いて国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第7条の3 理事長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、45歳以上の職員を対象として行う募集
- 二 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は事務所に属する職員を対象として行う募集
- 2 前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を定め、対象となるべき職員に周知する。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第8項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - 一 任期を定めて任用される者
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 就業規程第74条の規定による懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募(以下この条において単に「応募」という。)又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものでなければならない。
- 5 理事長は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - 一 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後就業規程第74条の規定による懲戒処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが国民の信頼を確保する上で支

障を生ずると認める場合

四 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 6 理事長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - 二 第8条第3項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）
 - 四 就業規程第74条の規定による懲戒処分を受けたとき
 - 五 第3項の規定により応募を取り下げたとき

（退職手当の支給制限）

- 第8条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- 一 勤続6月未満で退職し、又は解雇された者（第5条第1項に規定する場合を除く。）
 - 二 就業規程第74条第2項第一号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
 - 三 就業規程第15条第2号の規定により失職した者
- 2 退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。
- 一 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
 - 二 その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規程第74条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたもの
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

- 第9条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を

先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第10条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職し、又は解雇された場合の退職手当の取扱い)

第11条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項及び第16条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇されたときは、退職手当は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職し、又は解雇された者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第12条 理事長は、退職し、又は解雇された職員に対し退職手当がまだ支払われていない場合において、次の各号いずれかに該当する場合には、退職手当の支給を一時差止めることができる。

- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った場合

(退職手当の返納)

第13条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、又は在職中の職務に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、当該退職又は解雇の日から5年以内に限り、理事長は、その支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

- 2 前項の規定により退職手当を返納させる場合は、その旨を書面で通知しなければならない。刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときにあつては、その通知は、刑の確定後速やかに行うものとする。

(遺族の退職手当の返納)

第13条の2 死亡により退職した者の遺族に対し退職手当の支給をした後において、退職をした者の基礎在職期間中の職務に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、当該遺族に対し、当該遺族の生計の状況を勘案して、当

該退職又は解雇の日から1年以内に限り、理事長は、その支給した退職手当の一部又は全部を返納させることができる。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところにより計算された退職手当の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(実施細則)

第15条 退職手当の支給手続その他、この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人教員研修センター職員退職給与規程（教員研修センター規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月8日から施行する。

別表第1（第6条の4関係）

区 分	調整月額	対応する職員の区分		
		平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員	平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員	
		行政職俸給表（一）	一般職員俸給表	教育職俸給表
		一般職員俸給表		
第1号区分	95,400円	—	—	
第2号区分	78,750円	—	—	
第3号区分	70,400円	—	10級	
第4号区分	65,000円	11級	9級	
第5号区分	59,550円	10級	8級	
第6号区分	54,150円	9級	7級	5級
第7号区分	43,350円	8級	6級	
第8号区分	32,500円	7級	5級	4級
第9号区分	27,100円	6級	4級	3級
第10号区分	21,700円	5級又は4級	3級	2級
第11号区分	0円	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者		
備考				
<p>1. 退職手当の基本額が零の者、自己の都合により退職した者で勤続期間が9年以下の者、及びその者の非違により退職した者は、退職手当の調整額を支給しない。</p> <p>2. 退職した者で勤続期間が4年以下の者（自己の都合により退職した者を除く。）、及び自己の都合により退職した者で勤続期間が10年以上24年以下の者は、退職手当の調整額を2で除して得た額を支給する。</p> <p>3. この表において、「行政職俸給表（一）」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する俸給表を、「一般職員俸給表」及び「教育職俸給表」とは、独立行政法人教職員支援機構職員給与規程（平成29年教職員支援機構規程第36号）に規定する俸給表をいう。</p>				